

大阪市告示第457号

令和8年4月1日から供用を開始する港湾施設について、港湾法(昭和25年法律第218号)第12条第5項の規定に基づき、次のとおりその概要を公示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

施設の種類	名称	位置	面積	摘要
上屋	仮設1号上屋	大阪市港区海岸通3丁目 9番	990㎡	新設
	仮設2号上屋	大阪市港区海岸通3丁目 9番	990㎡	新設

(大阪港湾局施設管理部海務課)